

各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要
児童手当 (児童手当法 § 4)	児童を養育する場である家庭生活の安定への寄与、児童の健全な育成及び資質の向上に資する。	○支給対象 小学校修了前の児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母或いは養育者でその者の前年の所得が一定額未満のもの。 ○手当月額 0～3歳未満 一律10,000円/月 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子： 5,000円/月 第3子以降： 10,000円/月 ※平成19年4月から、3歳未満の第1・2子について、5,000円/月から10,000円/月に引き上げ ○申請先：市町村窓口 ○財源 被用者：国(8/10)、県(1/10)、市町村(1/10) 非被用者：国(1/3)、県(1/3)、市町村(1/3) 特例給付：国(10/10) 被用者小学校修了前特例給付：国(1/3)、県(1/3)、市町村(1/3) 非被用者小学校修了前特例給付：国(1/3)、県(1/3)、市町村(1/3)
児童扶養手当 (児童扶養手当法 § 4)	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	○支給対象 ・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障害児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童。 児童1人の場合 全部支給 41,720円 一部支給 41,710円～9,850円 児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目から1人当たり3,000円を加算した額 ・前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。 ○児童扶養手当を受給している母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。 [手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件] ……①②のいずれか早い月から ①手当の受給を始めてから5年が経過したとき ②受給要件該当後7年を経過したとき [手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件] ①受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合 ②受給資格者が障害を有する場合 ③認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間 ④養育者として受給している場合 ⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合 ⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合 ○申請先：市町村窓口 ○財源 国(1/3)、市町村(2/3)
特別障害者手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 26の2)	在宅の最重度の障害者に対し、その障害による特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者(所得制限あり)。26,440円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：県認定分 国(3/4)、県(1/4) 市認定分 国(3/4)、市(1/4)

手 当 名	目 的	概 要
障害児福祉手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 17)	在宅の重度障害児に対し、その障害による特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の者(所得制限あり)。14,380円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：県認定分 国(3/4)、県(1/4) 市認定分 国(3/4)、市(1/4)
特別児童扶養手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 § 3①)	障害児の福祉の増進に寄与する。	○支給対象 精神又は身体に障害のある児童を監護する父若しくは母又は養育者(所得制限あり)。 1級 50,750円/月 2級 33,800円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：国(10/10)
心身障害者扶養共済制度 (島根県心身障害者扶養共済制度条例 § 5)	障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資する。	○制度対象 知的障害者、身体障害者(1～3級の手帳所持者)、及び精神又は身体に永続的な障害がある者で、将来、独立自活が困難であると認められる者の保護者(65歳未満)が2口まで加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金1口あたり月額20,000円が支給される任意加入の制度。 また、加入期間1年以上で加入者が生存中に障害者が死亡した場合、加入期間5年以上でこの制度を脱退した場合には、それぞれ加入期間に応じた一時金が支払われる。掛金は加入時の年齢に応じ1口月額5,600円～23,300円。なお、65歳以上に達し、かつ20年以上継続した場合掛金が免除。 ○申請先：県及び市町村の窓口 ○財源：国(10/10) ※但し、掛金の減免分については、県(10/10)

各種医療助成制度一覧

助成制度名	目的	概要																																								
<p>乳幼児等医療費助成制度</p>	<p>乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。</p>	<p>○助成内容 下表の乳幼児等の医療費（社会保険各法の規定により保険給付の対象となる医療に係るもの）のうち、本人負担額から表の一部負担金（控除額の特例がある場合はその額）を控除した額を助成する。（ただし、他方他制度優先）</p> <table border="1" data-bbox="603 264 1262 551"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th colspan="2">本人一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 3歳未満児の入通院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 2,000 円 通院 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 3歳以上就学前児の入通院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>入院 15,000 円 通院 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院</td> <td>総医療費の1割</td> <td>15,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②、③は所得制限有り（児童手当特例給付準拠） ※本人一部負担金の額は1医療機関あたりの月額上限額</p> <p>○助成方法 表①及び②については、原則現物給付。③については、償還払い方式（市町村へ申請）。</p> <p>○補助率：県(1/2)、市町村(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="603 801 1262 1021"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受給者数</th> <th>県助成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H14</td> <td>8,860</td> <td>395,601</td> <td>H14.10改正あり</td> </tr> <tr> <td>H15</td> <td>9,749</td> <td>323,059</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>9,911</td> <td>329,659</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>41,150</td> <td>425,256</td> <td>H17.10改正あり</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>41,031</td> <td>594,892</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>39,569</td> <td>589,198</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	本人一部負担金		① 3歳未満児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円	② 3歳以上就学前児の入通院	総医療費の1割	入院 15,000 円 通院 8,000 円	③ 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院	総医療費の1割	15,000 円	年度	受給者数	県助成額	備考	H14	8,860	395,601	H14.10改正あり	H15	9,749	323,059		H16	9,911	329,659		H17	41,150	425,256	H17.10改正あり	H18	41,031	594,892		H19	39,569	589,198	
対象	本人一部負担金																																									
① 3歳未満児の入通院	総医療費の1割	入院 2,000 円 通院 1,000 円																																								
② 3歳以上就学前児の入通院	総医療費の1割	入院 15,000 円 通院 8,000 円																																								
③ 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院	総医療費の1割	15,000 円																																								
年度	受給者数	県助成額	備考																																							
H14	8,860	395,601	H14.10改正あり																																							
H15	9,749	323,059																																								
H16	9,911	329,659																																								
H17	41,150	425,256	H17.10改正あり																																							
H18	41,031	594,892																																								
H19	39,569	589,198																																								
<p>育成医療費助成制度</p> <p>（障害者自立支援法第58条第1項）</p>	<p>身体に障害のある児童に対し、育成医療を給付し、早期に治療を行うことにより、その除去ないし軽減を図り、生活能力を得させる。</p>	<p>○支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する18歳未満の児童 ・現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる18歳未満の児童 <p>○自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、保険診療の1割の金額が自己負担となり、世帯の市町村民税額に応じて月額上限額を設定 <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績(給付決定件数)</p> <table border="1" data-bbox="603 1391 1262 1464"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>368</td> <td>356</td> <td>338</td> <td>319</td> <td>314</td> <td>303</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	件数	368	356	338	319	314	303	314																								
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																			
件数	368	356	338	319	314	303	314																																			
<p>結核児童の療育給付制度</p> <p>（児童福祉法第20条）</p>	<p>骨関節結核その他の結核によって、長期に入院が必要な児童に対し、医療費の給付及び学習や療養生活に必要な物品の支給を行うことにより、児童の健全な育成を図る。</p>	<p>○支給対象</p> <p>骨関節結核及びその他の結核にかかっており入院が必要な18歳未満の児童</p> <p>○自己負担</p> <p>医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得に応じて自己負担あり</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績：近年、給付実績なし</p>																																								

助成制度名	目的	概要																																																																				
未熟児養育医療費助成制度 (母子保健法第20条)	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、養育に必要な医療を給付し、特に重症の未熟児の健全な育成を図る。	<p>○支給対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生時の体重が2キログラム以下のもの ・生活力が特に薄弱であって、けいれん等の症状を示すもの <p>○自己負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得税額に応じて費用徴収あり <p>○申請先：各保健所（松江市在住者は松江市役所）</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績(受給件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>428</td> <td>420</td> <td>378</td> <td>361</td> <td>318</td> <td>326</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	件数	428	420	378	361	318	326	356																																																				
年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																																															
件数	428	420	378	361	318	326	356																																																															
障害児療養支援制度 (障害児療養支援事業実施要綱)	心臓疾患等、県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担の軽減を図る。	<p><交通費助成></p> <p>○助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者 ・育成医療の対象となる障害の治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること <p>○助成回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の有効期間内に原則1回 ・上記に加えて、手術に伴う術前・術後の検査入院に各1回 <p>○助成金額（1回あたりの額）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受診する県外医療機関の所在地により金額を決定</p> <p>○申請先：島根県心身障害児（者）親の会連合会</p> <p>○財源：県(10/10)</p> <p>○実績(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>32</td> <td>78</td> <td>76</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p><滞在資金貸付></p> <p>○貸付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者 ・育成医療の対象となる障害の治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること ・児童の入院が連続して10日以上となること <p>○貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象となる経費 入院の準備経費、付添者の滞在経費 ・貸付金の限度額 入院期間が1ヶ月未満の場合…30万円 入院期間が1ヶ月以上の場合…50万円 ・据置期間：退院後1年以内 ・償還期間：5年以内 ・貸付利子：無利子 <p>○申請先：島根県社会福祉協議会</p> <p>○財源：県(10/10)</p> <p>○実績(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150	西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170	隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200	年度	H17	H18	H19	H20	助成件数	32	78	76	75	年度	H17	H18	H19	H20	貸付件数	1	3	6	2
区分	起点	中国				四国	九州	近畿						中部	関東																																																							
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																	
東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150																																																												
西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170																																																												
隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200																																																												
年度	H17	H18	H19	H20																																																																		
助成件数	32	78	76	75																																																																		
年度	H17	H18	H19	H20																																																																		
貸付件数	1	3	6	2																																																																		

助成制度名	目的	概要																																																
肝炎治療医療費助成事業 (肝炎治療特別促進事業実施要綱)	インターフェロン治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止を図る。	○対象医療 B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているもの。 ○助成期間 原則として、同一患者につき1か年を限度とするが、6ヶ月まで延長できる場合がある。 ○自己負担額 患者の1か月の自己負担額(3割及び高額療養費支給後等)が、次表の階層区分による自己負担額を超えた額を、県から保険医療機関等へ交付 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>世帯の市町村民税(所得割)課税年額</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位所得層</td> <td>235千円以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>中位所得層</td> <td>65千円以上235千円未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>下位所得層</td> <td>65千円未満</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※「世帯」とは、住民票の世帯を原則とするが、例外措置がある。 ○申請先：各保健所 ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○事業期間：平成20年度から7年間	階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)	上位所得層	235千円以上	50,000円	中位所得層	65千円以上235千円未満	30,000円	下位所得層	65千円未満	10,000円																																				
階層区分	世帯の市町村民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)																																																
上位所得層	235千円以上	50,000円																																																
中位所得層	65千円以上235千円未満	30,000円																																																
下位所得層	65千円未満	10,000円																																																
特定疾患治療研究事業 (特定疾患治療研究事業実施要綱)	原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆるスモン、ALS、パーキンソン病などの難病のうち特定疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者の医療費の負担軽減を目的とする。	○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する者。 ○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="3">対象者別の一部自己負担の月額限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来等</th> <th>生計中心者が患者本人の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>4,500円</td> <td>2,250円</td> <td rowspan="7">対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>6,900円</td> <td>3,450円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>8,500円</td> <td>4,250円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>11,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>18,700円</td> <td>9,350円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>23,100円</td> <td>11,550円</td> </tr> </tbody> </table> ※同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記表に定める額の1/10の額 ※重症患者は自己負担なし ○申請先：各保健所 ○対象者数：4,555人(H21.3月末現在) ○財源：国(1/2)、県(1/2) ※ただし、スモンは国(10/10) ○実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>561,989,942円</td> <td>4,010人</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>577,982,848円</td> <td>3,950人</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>613,470,206円</td> <td>4,250人</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>675,933,964円</td> <td>4,479人</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>730,051,609円</td> <td>4,702人</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額			入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500円	4,250円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000円	5,500円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700円	9,350円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円	年度	公費負担額	受給者数	H16	561,989,942円	4,010人	H17	577,982,848円	3,950人	H18	613,470,206円	4,250人	H19	675,933,964円	4,479人	H20	730,051,609円	4,702人
階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額																																																	
	入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合																																															
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0円	0円	0円																																															
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500円	2,250円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。																																															
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900円	3,450円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500円	4,250円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000円	5,500円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700円	9,350円																																																
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100円	11,550円																																																
年度	公費負担額	受給者数																																																
H16	561,989,942円	4,010人																																																
H17	577,982,848円	3,950人																																																
H18	613,470,206円	4,250人																																																
H19	675,933,964円	4,479人																																																
H20	730,051,609円	4,702人																																																

助成制度名	目的	概要																																																			
小児慢性特定疾患治療研究事業 (児童福祉法第21条の5)	小児の慢性疾患のうち、白血病、血友病、慢性心疾患など特定の疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の負担軽減を目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達までの者を含む。）。</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="603 304 1474 853"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>2,200 円</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>3,400 円</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>4,200 円</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>5,500 円</td> <td>2,750 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>9,300 円</td> <td>4,650 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>11,500 円</td> <td>5,750 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一生計内に2人以上の対象患児がいる場合は、そのうち1人については表に定める額の1/10の額 ※重症患者及び血友病患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所（松江市在住者は松江市役所） ○対象者数：638人（H21.3月末現在） ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績</p> <table border="1" data-bbox="603 1111 1474 1357"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>126,422,917 円</td> <td>673 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>135,839,072 円</td> <td>732 人</td> <td>H17.4改正あり</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>139,784,121 円</td> <td>674 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>138,773,687 円</td> <td>667 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>140,414,574 円</td> <td>662 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円	年度	公費負担額	受給者数	備考	H16	126,422,917 円	673 人		H17	135,839,072 円	732 人	H17.4改正あり	H18	139,784,121 円	674 人		H19	138,773,687 円	667 人		H20	140,414,574 円	662 人	
階層区分	入院	外来																																																			
生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円																																																			
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円																																																			
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円																																																			
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円																																																			
年度	公費負担額	受給者数	備考																																																		
H16	126,422,917 円	673 人																																																			
H17	135,839,072 円	732 人	H17.4改正あり																																																		
H18	139,784,121 円	674 人																																																			
H19	138,773,687 円	667 人																																																			
H20	140,414,574 円	662 人																																																			
特定不妊治療費助成事業 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」)	体外受精や顕微授精の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。	<p>○支給対象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦</p> <p>○助成内容 1回あたり10万円、年度内2回まで、通算5年、所得制限あり（夫婦の所得730万円未満）</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績：平成17年度…131組;134件（12,969千円） 平成18年度…179組;180件（17,700千円） 平成19年度…310組;358件（35,117千円） 平成20年度…267組;412件（39,960千円）</p>																																																			

助成制度名	目的	概要																																																																																																																					
原爆各種手当 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～第28条、第31条)	原子爆弾の放射線の原因とする後遺症等により生活上や健康上特別な状態にある被爆者の、生活の安定、健康の保持・増進、福祉の向上を図る。	○手当内容 (H20年4月1日現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手当種別</th> <th>支給対象</th> <th>手当額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)</td> <td>134,430 円</td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人</td> <td>50,750 円</td> </tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td> <td>原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人</td> <td>47,300 円</td> </tr> <tr> <td>健康管理手当</td> <td>高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人</td> <td>33,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当</td> <td>爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人</td> <td>16,950 円</td> </tr> <tr> <td>上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者</td> <td>33,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護手当</td> <td>【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害</td> <td> 重度:上限 104,960 円 中度:上限 69,960 円 </td> </tr> <tr> <td>【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人</td> <td>21,570 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手当種別	支給対象	手当額 (月額)	医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	134,430 円	特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	50,750 円	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,300 円	健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,800 円	保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,950 円	上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,800 円	介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,960 円 中度:上限 69,960 円	【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,570 円																																																																																												
		手当種別	支給対象	手当額 (月額)																																																																																																																			
		医療特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	134,430 円																																																																																																																			
		特別手当	原子爆弾の放射能を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	50,750 円																																																																																																																			
		原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能を原因とする小頭症の状態にある人	47,300 円																																																																																																																			
		健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,800 円																																																																																																																			
		保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,950 円																																																																																																																			
			上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,800 円																																																																																																																			
		介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線の原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,960 円 中度:上限 69,960 円																																																																																																																			
			【家族介護】 原子爆弾の放射線の原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,570 円																																																																																																																			
		○申請先: 各保健所																																																																																																																					
		○財源: 介護手当: 国(8/10)、県(2/10) その他手当…国(10/10)																																																																																																																					
		○被爆者数(単位: 人)																																																																																																																					
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>2,075</td> <td>1,998</td> <td>1,931</td> <td>1,846</td> <td>1,762</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H16	H17	H18	H19	H20	人数	2,075	1,998	1,931	1,846	1,762																																																																																																								
年度	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																																																		
人数	2,075	1,998	1,931	1,846	1,762																																																																																																																		
※年度末現在																																																																																																																							
○実績																																																																																																																							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>単位</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療特別手当</td> <td>件</td> <td>77</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>10,614</td> <td>9,925</td> <td>9,895</td> <td>9,895</td> <td>16,492</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別手当</td> <td>件</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,444</td> <td>2,444</td> <td>2,284</td> <td>2,284</td> <td>1,675</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康管理手当</td> <td>件</td> <td>23,224</td> <td>22,434</td> <td>21,656</td> <td>21,657</td> <td>19,952</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>787,294</td> <td>760,513</td> <td>731,973</td> <td>732,007</td> <td>674,378</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(低額)</td> <td>件</td> <td>512</td> <td>450</td> <td>418</td> <td>418</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>8,704</td> <td>7,650</td> <td>7,086</td> <td>7,086</td> <td>6,018</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(高額)</td> <td>件</td> <td>158</td> <td>156</td> <td>156</td> <td>144</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>5,357</td> <td>5,289</td> <td>5,273</td> <td>4,868</td> <td>4,056</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(重度)</td> <td>件</td> <td>30</td> <td>39</td> <td>33</td> <td>42</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,650</td> <td>2,563</td> <td>1,308</td> <td>2,624</td> <td>2,943</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(中度)</td> <td>件</td> <td>54</td> <td>40</td> <td>27</td> <td>48</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,841</td> <td>2,105</td> <td>1,670</td> <td>1,890</td> <td>1,651</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族介護</td> <td>件</td> <td>179</td> <td>175</td> <td>152</td> <td>147</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>3,876</td> <td>3,789</td> <td>3,279</td> <td>3,171</td> <td>2,308</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td>単価改正</td> <td></td> <td>単価改正</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	単位	H16	H17	H18	H19	H20	医療特別手当	件	77	72	72	72	120	千円	10,614	9,925	9,895	9,895	16,492	特別手当	件	48	48	45	45	33	千円	2,444	2,444	2,284	2,284	1,675	健康管理手当	件	23,224	22,434	21,656	21,657	19,952	千円	787,294	760,513	731,973	732,007	674,378	保健手当(低額)	件	512	450	418	418	355	千円	8,704	7,650	7,086	7,086	6,018	保健手当(高額)	件	158	156	156	144	120	千円	5,357	5,289	5,273	4,868	4,056	費用介護(重度)	件	30	39	33	42	50	千円	1,650	2,563	1,308	2,624	2,943	費用介護(中度)	件	54	40	27	48	45	千円	2,841	2,105	1,670	1,890	1,651	家族介護	件	179	175	152	147	107	千円	3,876	3,789	3,279	3,171	2,308	備考		単価改正		単価改正		
年度	単位	H16	H17	H18	H19	H20																																																																																																																	
医療特別手当	件	77	72	72	72	120																																																																																																																	
	千円	10,614	9,925	9,895	9,895	16,492																																																																																																																	
特別手当	件	48	48	45	45	33																																																																																																																	
	千円	2,444	2,444	2,284	2,284	1,675																																																																																																																	
健康管理手当	件	23,224	22,434	21,656	21,657	19,952																																																																																																																	
	千円	787,294	760,513	731,973	732,007	674,378																																																																																																																	
保健手当(低額)	件	512	450	418	418	355																																																																																																																	
	千円	8,704	7,650	7,086	7,086	6,018																																																																																																																	
保健手当(高額)	件	158	156	156	144	120																																																																																																																	
	千円	5,357	5,289	5,273	4,868	4,056																																																																																																																	
費用介護(重度)	件	30	39	33	42	50																																																																																																																	
	千円	1,650	2,563	1,308	2,624	2,943																																																																																																																	
費用介護(中度)	件	54	40	27	48	45																																																																																																																	
	千円	2,841	2,105	1,670	1,890	1,651																																																																																																																	
家族介護	件	179	175	152	147	107																																																																																																																	
	千円	3,876	3,789	3,279	3,171	2,308																																																																																																																	
備考		単価改正		単価改正																																																																																																																			
※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし																																																																																																																							

助成制度名	目的	概要																											
<p>妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業</p> <p>(妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱)</p>	<p>早期に適正な療養を受けることを容易にし、症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後障害等を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>○対象者 対象疾患に罹患している妊産婦であって母胎又は胎児の保護のため医療機関へ入院して必要な医療を受けた者であり、かつ、入院期間が7日以上のもので、前年分の所得税課税額の年額15,001円以上の世帯に属する者及び児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者を除く者。</p> <p>○事業内容 対象疾患に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、下表に定める額により算定した額を21日を限度として支給する。</p> <table border="1" data-bbox="603 342 1474 645"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準額 (円)</th> <th rowspan="2">加算基準額 (円)</th> <th colspan="2">特別加算額 (円)</th> </tr> <tr> <th>開腹</th> <th>分娩誘発その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>9,100</td> <td>1,300</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,300</td> <td>1,000</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>6,400</td> <td>900</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税年額15,001円以下の世帯</td> <td>5,500</td> <td>800</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算基準額・・・入院期間が7日を超えた場合の1日当たりの加算額 ※特別加算額・・・入院中に手術療法等を受けた場合の加算額</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：県10/10 ○実績：H18、19、20は実績なし</p>		基準額 (円)	加算基準額 (円)	特別加算額 (円)		開腹	分娩誘発その他	生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000	市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000	所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000	所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000
	基準額 (円)	加算基準額 (円)				特別加算額 (円)																							
			開腹	分娩誘発その他																									
生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000																									
市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000																									
所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000																									
所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																									
<p>国民健康保険調整交付金</p> <p>(国民健康保険法第72条の2)</p>	<p>市町村が行う国民健康保険の財政について、地域実情に応じた国保財政安定化への取り組みを促進するとともに、特殊な事情に応じたきめ細かな財政調整をする。</p>	<p>○交付内容 県内市町村の国民健康保険に係る療養の給付等にかかる経費の7% (※) を交付総額として、その6/7を普通調整交付金、1/7を特別調整交付金として交付する。 ・普通調整交付金 (定率交付分) 国が負担する療養給付費負担金と同様に、療養の給付費の実績に対して定率で交付する。 ・特別調整交付金 各市町村の国保財政に影響を与える特別な事情に応じて交付する。</p> <p>◆医療費適正化： レセプト点検による財政効果の伸びに対して交付 ◆収納率の向上： 収納率向上実績に対して交付 ◆保健事業： 国の交付対象外の保健事業に対して交付、保健事業に多額の経費を要した場合に交付 ◆その他特別事情： 高額医療費行動事業にかかる拠出金と、同事業等に係る交付金との差額が交付金の3%を超える場合に交付</p> <p>○実績(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="603 1350 1262 1563"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額</th> <th>うち普通</th> <th>うち特別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>1,849,549</td> <td>1,751,598</td> <td>97,951</td> <td>制度創設</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>2,546,687</td> <td>2,352,774</td> <td>193,913</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>2,687,548</td> <td>2,431,152</td> <td>256,396</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2,480,837</td> <td>2,168,532</td> <td>312,305</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※H17年度は対象経費の5%を交付総額とし、その4/5を普通調整交付金、1/5を特別調整交付金として交付</p>	年度	交付額	うち普通	うち特別	備考	H17	1,849,549	1,751,598	97,951	制度創設	H18	2,546,687	2,352,774	193,913		H19	2,687,548	2,431,152	256,396		H20	2,480,837	2,168,532	312,305			
年度	交付額	うち普通	うち特別	備考																									
H17	1,849,549	1,751,598	97,951	制度創設																									
H18	2,546,687	2,352,774	193,913																										
H19	2,687,548	2,431,152	256,396																										
H20	2,480,837	2,168,532	312,305																										

助成制度名	目的	概要																												
国民健康保険保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の2の2、国民健康保険法附則第14項)	国保の保険料(税)軽減分等の助成をすることにより、国保財政の安定化と保険料(税)負担の適正化を図る。	○助成内容 ①保険料(税)軽減分 低所得者の保険料(税)軽減の財政負担を助成する。 ②保険者支援分 低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援するため助成する。 ○補助率 ①県(3/4)、市町村(1/4) ②国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4) ○実績(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①軽減分</th> <th>②支援分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>576,439</td> <td>137,489</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>594,830</td> <td>136,738</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1,821,295</td> <td>140,113</td> <td>補助率改定</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1,840,032</td> <td>141,399</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1,879,209</td> <td>142,268</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>1,250,976</td> <td>92,533</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	①軽減分	②支援分	備考	H15	576,439	137,489		H16	594,830	136,738		H17	1,821,295	140,113	補助率改定	H18	1,840,032	141,399		H19	1,879,209	142,268		H20	1,250,976	92,533	
年度	①軽減分	②支援分	備考																											
H15	576,439	137,489																												
H16	594,830	136,738																												
H17	1,821,295	140,113	補助率改定																											
H18	1,840,032	141,399																												
H19	1,879,209	142,268																												
H20	1,250,976	92,533																												
国民健康保険高額医療費共同事業 (国民健康保険法附則第26条)	高額医療費の一部を負担することにより、国保財政の安定化を図る。	○助成内容 保険者(市町村)が負担する高額医療費拠出金の一部(80万円を超える高額医療費)を負担する。 ○補助率 国(1/4)、県(1/4)、市町村(2/4) ○実績(単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>273,217</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>288,919</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>299,544</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>252,676</td> <td>H18.4改正あり</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>278,447</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>285,176</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	県負担額	備考	H15	273,217		H16	288,919		H17	299,544		H18	252,676	H18.4改正あり	H19	278,447		H20	285,176								
年度	県負担額	備考																												
H15	273,217																													
H16	288,919																													
H17	299,544																													
H18	252,676	H18.4改正あり																												
H19	278,447																													
H20	285,176																													
自立支援医療(更生医療) (障害者自立支援法第58条第1項)	身体障害者手帳を所持している18歳以上の者が、障害の除去、又は軽減のために受ける医療を対象に「更生医療給付費」を給付することにより、日常生活活動の回復又は向上を図る。	○対象者 身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実なる治療効果が期待しうるもの ○対象疾患 1)視覚障害によるもの 2)聴覚、平衡機能の障害によるもの 3)音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの 4)肢体不自由によるもの 5)心臓、腎臓又は小腸の機能の障害によるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。) 6)ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。) ○負担割合 原則1割負担としうえて、負担上限を設ける。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入≤80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入>80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割<3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割<23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割≥23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> ※太線枠内は高額治療継続者(重度かつ継続) ○申請先：市町村窓口 ○財源内訳：国1/2、県1/4、市町村1/4 ○H21予算：100,380千円(県負担分)	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入≤80万円	2,500		本人収入>80万円	5,000		市町村民税課税	所得割<3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割<23万5千円	10,000	所得割≥23万5千円	対象外	20,000				
区 分		負担上限額(円)																												
生活保護世帯		0																												
市町村民税非課税	本人収入≤80万円	2,500																												
	本人収入>80万円	5,000																												
市町村民税課税	所得割<3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																											
	所得割<23万5千円		10,000																											
	所得割≥23万5千円	対象外	20,000																											

助成制度名	目的	概要																													
自立支援医療 (精神通院医療) (障害者自立支援法第58条第1項)	精神障害者が病院又は診療所に入院することなく行われる精神医療について公費負担することにより、精神障害の適正な医療を普及する。	<p>○対象者</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者）又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの（現在病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために、なお通院医療を継続する必要のある場合も対象となる）</p> <p>○対象となる精神障害</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 躁及び抑うつ状態 2) 幻覚妄想状態 3) 精神運動興奮及び昏迷の状態 4) 統合失調等残遺状態 5) 情動及び行動の障害 6) 不安及び不穏状態 7) 癡れん及び意識障害 8) 精神作用物質の乱用及び依存 9) 知能障害 <p>○負担割合</p> <p>原則1割負担としたうえで、負担上限を設ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 > 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 < 3万3千円</td> <td rowspan="3">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 < 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外 20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者（重度かつ継続）</p> <p>○申請先：市町村窓口</p> <p>○財源内訳：国1/2、県1/2</p> <p>○H21予算：897,034千円</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外 20,000						
区 分		負担上限額(円)																													
生活保護世帯		0																													
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																													
	本人収入 > 80万円	5,000																													
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																												
	所得割 < 23万5千円		10,000																												
	所得割 ≥ 23万5千円		対象外 20,000																												
福祉医療費助成制度	福祉医療費助成対象者（重度心身障害者及びひとり親家庭）に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。	<p>○対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>要件</th> <th>所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度知的障害者</td> <td>療育手帳A所持者</td> <td rowspan="4">特別障害者手当の所得制限を準用</td> </tr> <tr> <td>重度身体障害者</td> <td>身障手帳1～2級所持者</td> </tr> <tr> <td>寝たきり者</td> <td>65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者</td> </tr> <tr> <td>重複重度障害者</td> <td>身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭</td> <td>18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童</td> <td>所得税非課税世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>○助成する医療費の範囲</p> <p>社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたとき、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用（入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く。）から医療費の1割（次表の限度額を超える場合は、次表の額）を控除した額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自己負担限度額</th> <th colspan="2">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>入院外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>40,200</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,500</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>20歳未満の障害児(者)</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○申請先：市町村窓口</p> <p>○対象者数：26,329人（H21.4.1現在）</p> <p>○財源内訳：県1/2、市町村1/2</p> <p>○H21予算：701,704千円（県補助分） （うち、270,000千円は電源立地地域対策交付金）</p>	対象者	要件	所得制限	重度知的障害者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用	重度身体障害者	身障手帳1～2級所持者	寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者	重複重度障害者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下	ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯	自己負担限度額	控除額(円)		入院	入院外	一般	40,200	12,000	市町村民税非課税世帯	7,500	4,000	20歳未満の障害児(者)	2,000	1,000
対象者	要件	所得制限																													
重度知的障害者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用																													
重度身体障害者	身障手帳1～2級所持者																														
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者																														
重複重度障害者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下																														
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯																													
自己負担限度額	控除額(円)																														
	入院	入院外																													
一般	40,200	12,000																													
市町村民税非課税世帯	7,500	4,000																													
20歳未満の障害児(者)	2,000	1,000																													

貸 付 事 業 一 覧

事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利率	備 考
母子寡婦 福祉資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。	事業開始資金 事業継続資金 修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療・介護資金、生活資金 住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	母子家庭の母、寡婦、母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	資金ごとに設定	資金ごとに設定	無利子 又は年 1.5%	青少年家庭課で受付 (浜田市、奥出雲町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村については各市町村)
生活福祉 資金	低所得者、高齢者及び障害者に対し、各種資金を低利又は無利子で貸し付けるとともに必要な援助指導を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。	更生資金 福祉資金 修学資金 療養・介護資金 緊急小口資金 災害援護資金	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護受給世帯	資金ごとに設定	・据置期間 2か月以内～ 1年6ヶ月以内 ・償還期間 4ヶ月以内～ 20年以内	無利子 又は年 3%	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
離職者支 援資金	失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職までの間の生活資金を貸し付けることにより、失業者世帯の自立を支援する。	生活資金	世帯の生計中心者の失業により、生計の維持が困難になった世帯	月額20万円以内 (単身世帯は 10万円以内)	・据置期間 貸付期限の終了後12月以内 (無利子) ・償還期間 据置期間経過 後7年以内	年3%	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
長期生活 支援資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援する。	長期生活支援 資金	・配偶者又は親以外の同居人がいないこと ・世帯の構成員が原則として65歳以上であること ・世帯が市町村民税の非課税世帯又は均等割課税世帯程度の世帯であること	居住用不動産 (土地の評価額の70%程度) (貸付額：1 月当たり30万 円以内の額。 ただし医療 費、住宅改善 費等による臨 時増額が可 能)	・貸付元利金 が貸付限度額 に達するまで の期間 ・借受人の死 亡時までの期 間 ・借受人、島 根県社会福祉 協議会長が貸 付契約を解約 するまでの期 間	年利3 %又は 毎年度 4月1 日現在 の長期 プライ ムレ ートの い ずれ か 低い 利 率	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
障害児療 養支援滞 在資金	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。	滞在資金	・育成医療対象児童の扶養義務者 ・居住地に応じて定める起点から120Kmを超える県外医療機関に10日以上入院すること	入院予定期間 1ヶ月未満 30万円 1ヶ月以上 50万円	・据置期間 退院後1年 以内 ・償還期間 5年以内	無利子	島根県社 会福祉協 議会取扱

事業名	目的	資金の種類	対象者	貸付限度額	期間	利率	備考
要保護世帯向け長期生活支援資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図る。	要保護世帯向け長期生活支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・借入申込者が単独で所有している概ね500万円以上の資産価値の不動産（同居の配偶者とともに連帯して資金の貸付を受けようとする場合に限り、配偶者と共有している不動産を含む）に居住していること ・借入申込者及び同居の配偶者が原則として65歳以上であること ・世帯が本資金を活用しなければ、生活保護の受給を要することとなる要保護世帯（現に生活保護を受給している被保護世帯も含む）であると福祉事務所が認めた世帯 	居住用不動産（土地・建物）の評価額の70%程度（集合住宅は50%）	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 ・借受人の死亡時までの期間 ・借受人、島根県社会福祉協議会長が貸付契約を解約するまでの期間 	年利3%又は毎年度4月1日現在の長期プライムレートのいずれか低い率	窓口は各福祉事務所
配偶者等からの暴力被害者自立支援資金	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。	生活資金 住宅借上げ資金	女性相談センターにより一時保護された被害者で、一時保護された施設を退所後に、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。	30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・据置期間 貸付けの日から3か月以内 ・償還期間 据置期間の満了の日から3年以内 	無利子	窓口は女性相談センター